

視 察 調 査 報 告 書

委 員 会 名	議会運営委員会
参 加 者	委 員 長 野本 篤 副委員長 柴田 敏光 委 員 前田 麗子 酒井 正一 磯部 亮次 荻野 秀範 小田 高之 畑尻 宣長 加藤 嘉哉 議 長 築瀬 太
視 察 日 時	令和 7 年 5 月 14 日（水）10：00～11：30
視察先・概要	東京都墨田区（令和 7 年 4 月 1 日現在） 人口：28万7,766人 世帯数：17万1,082世帯 面積：13.77k㎡
視 察 項 目	議会改革の取組について
視 察 概 要	1 議会改革について (1) 経緯 平成19年 8 月 議会のあり方検討会を設置 平成25年 3 月 議会改革検討委員会を設置（第17期） 平成27年12月 議会改革検討委員会を設置（第18期） 議会改革に関する課題の検討のために設置 平成29年 5 月 議会改革特別委員会を設置 議会基本像例の制定のために設置 平成30年12月 墨田区議会基本条例を制定 (2) 議会基本条例の運用に係る検討課題 課題を 4 区分に分け、優先順位を設定して取り組んでいる。 (3) 目的 開かれた議会を目指すとともに、一層の議会活動の活性化を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えるため。 2 開かれた議会のための主な手段 分割質問方式、本会議及び委員会の公開、議事堂以外での委員会の開会、区民等との意見交換会、賛否の公開など 3 議会活動の活性化の取組 (1) 通年議会 ・定例会の回数を年 1 回とし、その会期を通年としている。 ・機動的な対応が可能。一方、簡易な案件でも開会する必要性が生じるため、議員としての活動の日程調整が難しい。 (2) 特別委員会中心の政策形成サイクル ・議会改革の次のステージを目指している。 ・4 年に一度の条例の見直しを軸とした大きなサイクルとして、議会 P D C A を構築し、3 年間は様々な取組を積極的に展開し、個々の取組について小さな見直し、改善を行っている。

	・令和５年度までは、基本条例において「議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行う」こととしており、政策会議を設置し、協議を行っていたが、議論が形骸化していたため、条例を改正し、政策会議を廃止した。 ・令和６年度は議会運営委員会（議会改革）において、協議、検討を行っている。 (3) 議会事務局の提案権 ・議会事務局が議会に対して提案を行うことを議会基本条例に規定した全国初の取組。 ・令和６年度実績は傍聴人名簿の廃止及び理事者の特別委員会の登壇席廃止の２件であり、政策ではなく議会運営の面からの提案
所 感 ※視察しての感想や岡崎市への提言など	・住民に対して、身近に感じてもらえる開かれた議会として取り組んでいる。傍聴に関する取組についても、身体障がい者補助犬の同伴、傍聴席で音声の字幕表示なども行っており、市民目線での取り組みも行われている。一度、本市も市民の傍聴に対する見直し及び確認をするとういのではないかと考える。また、議会事務局の提案権として、毎年会派代表者会議に３点ほど提案している。中身を検討して議会として受けているとのことである。本市もその都度、議会に対して事務局が提案していることから、議会事務局の提案権として明記することも検討していくべきと考える。 ・平成19年から地方分権の時代に対応するため、開かれた議会と政策提言を積極的に行う議会の実現に向けて、平成27年から議会改革特別委員会を設置し検討を重ね、令和元年に議会基本条例を制定したとのこと。議会改革という壮大なプロジェクトに向けて、数年にわたり合意形成がなされなかった中、44の検討課題を設定し、優先順位をつけたことが大きな転機になったことは大変に興味深い。特に注目すべき改革としては、通年議会の導入、分割質問方式の採用、全委員会のインターネット中継実施、議会事務局への提案権付与などである。本市においては、平成21年の議会基本条例制定後、時代の変化や議員の顔ぶれも変わり、今、この時期こそ、本市において議会改革に乗り出す好機ではないかと考える。 ・墨田区議会の視察を通じて、開かれた議会運営の重要性を再認識した。特に、分割質問方式の導入や議事堂外での委員会開催など、住民参加を促進する施策は参考になった。また、墨田区では通年議会を導入し、緊急時の迅速な対応を可能にしているが、専決処分の運用には慎重な議論が必要とされている。一方、本市議会では議会ＢＣＰを整備し、災害時の対応を確保しているため、現状の制度の中で適切な対応が可能である。今後は、迅速な意思決定と透明性のバランスを考慮しながら、さらなる制度改善を進めることが求められる。墨田区成功事例を参考にしながら、本市議会でも議会改革の方向性を慎重に検討し、住民の負託に応える議会運営を目指していきたい。 ・まず訪れて驚いたのは、財政力指数0.41の自治体が、19階建てのすば

らしい庁舎を持っていることである。羨ましい限りである。さて、墨田区議会においては、平成19年より議会のあり方検討会を設置し、本市でいうところの部会での検討、討議を経て、平成29年に特別委員会を設置し、平成30年に墨田区議会基本条例を制定されている。開かれた議会、議会活動の活性化を主眼に置いて、内容を精査されたようである。議場では、磁気ループの設置と手話通訳者を派遣している。また、音声の字幕表示(UDトークを使用)も行っている。また、議事堂外での委員会開催や、区民との意見交換会の実施など、積極的に取り組んでいる。墨田区の特徴としては、通年議会を採用していることである。形としては、いつ本会議が召集されるか分からないので、議員としては日々の活動に制約がかかる。しかしよくよく聞いてみると、本市と同様の日程で本会議は開催されており、臨時会も同程度であった。基本条例の内容が本市より、より細かいこともあり、毎年、特別委員会を置いて、在り方について検討し提言されているようである。本市との比較で感じる点は、内容的に大きく先進性を持っているというよりも、議会の取組を上手に発信しているように感じた。本市としては、他市の良い所を真似しながら、議会の在り方をより良いものにすべく、努力していく必要性は感じた。

- ・ 墨田区議会基本条例第7条の「区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動することができるよう、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年」とされている。令和元年度から令和4年度では、緊急議会・臨時会を計11回（うち8回はコロナ対応）開催し、緊急に議決が必要な状況であれば、議会の対応としては正解であると思われる。しかし、招集過程や専決処分など整理する必要は感じた。本市も市民生活に直結するような緊急事態の対応としては、検討する必要はあると思う。
- ・ 墨田区議会の改革は、基本条例を軸に、開かれた議会と議会活動の活性化を徹底している点が印象的であった。ライブ・録画配信や字幕表示、区民との意見交換会など情報公開と住民参画の促進策が多層的に実装され、透明性が高いと感じた。さらに通年議会や委員間討議を組み込んだPDCA型特別委員会で政策形成力を高め、政務活動費、賛否公開も徹底している。議会事務局に提案権を与える仕組みは職員の主体性を引き出し、全国的にも先進的だと感じた。災害BCPや政治倫理条例も整備し、不断の見直し手続で制度をアップデートする姿勢は、議会が自律的に進化し続けるモデルとして参考になる。本市においても、議会活動の活性化を図るため、提案能力の向上や議員間討議の仕組みを構築する時期に入っていると感じる。具体的に進めることを検討されたい。
- ・ 墨田区議会の議会改革を進められた起点は、44種類の検討課題を明確にしたことだと感じた。そのことにより、より明確に、具体的に進めるべき課題が定まったように思う。これは、本市でもすぐ取りかけられることであるため、全議員の意識を高めるためにも進めていきたい

	と考えている。また、説明者が議会改革・議会広報改革特別委員会の委員長であることから、責任をもって議論を進め、結果を出していく姿勢に感銘を受けた。1年任期ではあるが、その任期中に進めるべき方向性を見だし、結果を出すというプロセスに、議員の質の向上にもつながっているようにも感じた。一つ一つ丁寧に、意識改革しながら議会改革を進められるよう取り組んでいきたい。 ・議会改革検討委員会を設置してから実に10年以上の時間を費やし、44の検討課題に優先順位をつけて取組を進めたとのこと。注目すべき取組内容として、通年議会の導入、分割質問方式の採用、全ての委員会のライブ・録画中継の実施、議長・副議長の就任に当たり本会議での所信表明、議会事務局の提案権等が挙げられる。特に、議会事務局による提案制度を明文化して規定したのは全国初になるらしく、期待される効果は、職員のモチベーション、責任感、政策立案能力のアップと非常に大きな効果をもたらすと考える。本市においても、他市に先駆けて導入している議会改革はいくつかあるが、墨田区の実施内容は参考にすべきものが多く、今後の本市の議会改革に大きなヒントになると考える。 ・墨田区議会基本条例も事務局の提案権と議会の財政上の措置に関する条項があるが、墨田区では事務局提案権を議会の効率的運営と活動の充実のための提案、また予算の確保も議会費に限った財政上の措置に絞っており、より現実的な条文の構成になっていると思った。この2つの条文を生かせば、アドバイザー委託どころか議会事務局が直接人材を採用することも可能になり、議長の任免権がより広義の人事権へと拡大でき、議会の独立性がさらに高められるのではないかと、その可能性を感じた。また、本市議会は議会基本条例の策定から15年6か月たっており、当時の検討内容や議論などを知らない人も多く、また、議会を取り巻く環境も変化してきており、改めて議会の在り方や議会運営について協議をする場を設けていく必要性を感じた。
委員長の総括	議会改革という課題に対して主体性をもって行動を起こしていく必要性を委員の皆さんと実感することができたという面において、大きな学びと成果があったと強く考える。議会改革といっても様々なコンテンツがある。現状と比較して何を目標とすべきか話し合い、その学びを受け合意形成から実行していくという一連の流れとサイクルを実行すべく、議会改革の器を作ることが第一歩である。その際、強い意志で推進しようとする議員と理解ある首長および執行部、そして、寄り添い支える議会事務局の3本の柱を立て、議会改革は市民からの負託に対する我々の応えであると共に責務であるという共通認識の醸成から始めたいものである。